

交企甲達第9号
令和5年4月3日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

特定自動運行許可等事務取扱要領の制定について

みだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が令和5年4月1日に施行され、特定自動運行の許可制度等が新設されることに伴い、別添のとおり「特定自動運行許可等事務取扱要領」を制定することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

特定自動運行許可等事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び特定自動運行の許可等に関する事務取扱規程（令和5年福井県公安委員会規程第10号。以下「規程」という。）に基づき、特定自動運行の許可等について必要な事項を定め、その取扱いの斉一を図ることを目的とする。

第2 申請等の受理

1 許可申請

法第75条の12の規定に基づく特定自動運行の許可の申請（以下「特定自動運行の許可の申請」という。）、第75条の16の規定に基づく許可事項の変更の申請（以下「変更許可申請」という。）、規則第9条の19第2項の規定に基づく許可証の再交付申請（以下「再交付申請」という。）、規則第9条の25第3項の規定に基づく許可証の書換えの届出（以下「許可証の書換え」という。）及び規則第9条の38の規定に基づく許可証の返納の届出（以下「許可証の返納」という。）の受理（以下「申請等」という。）は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が申請者から、規則第9条の20に定める特定自動運行許可申請書（以下「申請書」という。）、規則第9条の23に定める特定自動運行計画変更許可申請書（以下「変更許可申請書」という。）、規則第9条の25に定める特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）及び規程第4号に定める許可証返納届出書（以下「返納届出書」という。）の提出を受けて行うこととする。

2 形式的要件

特定自動運行の許可の申請、変更許可申請の形式的要件は、申請の形式的要件一覧表（別表第1）及び変更許可申請の形式的要件（別表第2）のとおりとする。

3 手数料の徴収

特定自動運行の許可の申請及び変更許可申請に係る手数料は、申請者から福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）に規定する手数料を徴収すること。

4 手数料の納付方法

(1) 福井県証紙による納付の場合

ア 福井県証紙の貼り付けは、申請書及び変更許可申請書（以下「申請書等」という。）の左上余白に、記載内容が隠れることがないように行わせること。

なお、抹消は、あらかじめ指定された証紙抹消職員が、申請者の面前においてその内容を確認し、申請書等の紙面と福井県証紙の彩紋とにかけて鮮明に行うこと。

イ 申請書等の保存

受理した申請書等は、写しを作成するとともに、原本を福井県証紙条例施行規

則（昭和39年福井県規則第32号。以下「県証紙規則」という。）の規定に基づき、保存すること。

ウ 写しの取扱い

事務の処理にあたり、申請書等の写しは正本に準じて取り扱うものとする。

(2) 手数料納付システム（以下「システム」という。）による納付の場合

ア 納付の確認は、申請者が手数料の支払いを行った際に交付される申込番号を申請書等の左上余白に、記載内容が隠れることのないように記載させて、同番号（申込番号が不明な場合は、氏名、電話番号等）をシステムで検索して、申請書等の内容と照合すること。

イ システムにより手数料の納付が確認されたときは、システムで受理登録を行うとともに、受理内容を印字して申請書等に添付して保管すること。

5 受領書

警察署長は、1に定める許可申請を受理した場合は、受領書（別記様式第1号）を作成し、申請者に交付するものとする。

特定自動運行許可証（規則別記様式第5の7。以下「許可証」という。）及び特定自動運行変更許可証（規則別記様式第5の7。以下「変更許可証」という。）の交付は、受領書との交換により行うものとし、交換した受領書は、当該申請に係る一連の書類とともに保管すること。

なお、申請者が受領書を紛失したときは、申請者に当該申請に係る申請書等及び変更届出書の余白に許可証及び変更許可証を受領した旨を記載させ、その状況を明らかにしておくこと。

6 申請書等の補正

申請等を受理した後、申請書等及び変更届出書の不備が判明し、補正を求める場合において、申請者が郵送の方法により補正を希望するときは、申請者に郵送、ファクシミリ等により、補正書記載例（別添）を示し、補正書を作成して郵送するよう教示すること。

なお、補正は、誤りのあった部分について正誤を明らかにする方法又はそれ自体を差し替える方法のいずれでも差し支えないものとし、補正書には、補正の対象を特定するため、受理年月日及び受理番号を記載させること。

7 事務処理経過の記録

交通企画課長及び警察署長は、申請等に係る事務の処理状況について、処理経過簿（別記様式第2号）を作成し、記録しておくこと。

第3 特定自動運行の許可の申請の事務処理

1 標準処理期間

許可の申請に係る事務処理の標準処理期間は45日である。

2 許可の申請の受理

(1) 申請の受理等

警察署長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、特定自動運行を行おうとする場所が管轄区域内であることを確認した上で、これを受理するとともに、その写しを作成すること。

(2) 受理番号の指定等

警察署長は、申請書を受理したときは、交通企画課長に対し、受理番号の指定を求めること。

交通企画課長は、警察署長から受理番号の指定の求めがあったときは、許可申請等受理簿（別記様式第3号）により受理番号を指定すること。

3 書類の送付

警察署長は、特定自動運行の許可の申請を受理した後、速やかに申請書の写しを交通企画課長に送付すること。

4 警察本部における調査

交通企画課長は、警察署長から3の書類の送付を受けたときは、遅滞なく、申請者に係る法第75条の14に規定する欠格事由の該当の有無について調査を行うものとする。

5 審査等

(1) 審査

交通企画課長は、提出された申請書及び4の調査に加え、規程に定める特定自動運行の許可基準に対する適合性についての審査を行うものとする。

(2) 意見聴取

ア 国土交通大臣等に対する意見聴取及び特定自動運行計画に記載された特定自動運行の経路をその区域に含む市町村長に対する意見聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取（甲）（規程別記様式第1号）により行う。

イ 交通企画課長が必要と認めた場合に行う特定自動運行計画に記載された特定自動運行の経路をその区域に含む県知事、特定自動運行計画に記載された特定自動運行の経路を構成する道路の管理者及び学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者に対する意見聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（規程別記様式第2号）により行う。

6 許可

(1) 公安委員会の決裁

交通企画課長は、審査等の結果、特定自動運行計画が許可基準を満たしていると認めるときは、許可の処分について公安委員会の決裁を受けるものとする。

(2) 許可証の作成等

交通企画課長は、公安委員会が許可の処分を決定したときは、直ちに警察署長にその旨を通知するとともに、許可証を作成し、許可証を警察署長に送付すること。

(3) 許可証の交付等

警察署長は、(2)の通知を受けたときは、直ちに申請者に通知すること。また、交通企画課長より許可証の送付を受けたときは、申請者に交付すること。

7 許可の拒否

(1) 許可の拒否の決定

交通企画課長は審査等の結果、申請者が法75条の14に規定する欠格事由に該当した場合、または特定自動運行計画が許可基準を満たさない場合は、許可の拒否の処分について公安委員会の決裁を受けるものとする。

(2) 許可拒否処分通知書の作成等

交通企画課長は、公安委員会が許可拒否の処分を決定したときは、直ちに警察署長にその旨を通知し、速やかに許可拒否処分通知書（規程別記様式第3号）及び処分記録簿（別記様式第4号）を作成するとともに、許可拒否処分通知書（原本）及び処分記録簿の写しを警察署長に送付すること。

(3) 許可拒否処分通知書の交付等

警察署長は、(2)の通知を受けたときは、直ちに申請者に通知し、交通企画課長より許可拒否通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付すること。

第4 変更許可申請の事務処理

1 標準処理期間

変更許可申請に係る事務処理の標準処理期間は45日である。

2 変更許可申請の受理

第3の2を準用する。

3 書類の送付

第3の3を準用する。

4 審査等

第3の5を準用する。

5 許可

(1) 公安委員会の決裁

第3の6(1)を準用する。

(2) 変更許可証の作成等

交通企画課長は、公安委員会が許可の処分を決定したときは、直ちに警察署長にその旨を通知するとともに、変更許可証を作成し、変更許可証を警察署長に送付すること。

(3) 変更許可証の交付等

警察署長は、(2)の通知を受けたときは、直ちに申請者に通知すること。また、変更許可証の送付を受けたときは、速やかに、申請者に交付すること。この際、警察署長は申請者から変更前の許可証の返納を受けること。

6 許可の拒否

第3の7を準用する。

第5 許可証の再交付の事務処理

1 再交付申請の受理

第3の2を準用する。

2 書類の送付

第3の3を準用する。

3 許可証の交付等

(1) 許可証の再作成

交通企画課長は、2の書類の送付を受けたときは、許可証を再作成し、警察署長に送付すること。

(2) 許可証の再交付

警察署長は、再作成された許可証の送付を受けたときは、速やかに、申請者に交付すること。この際、警察署長は申請者から変更前の許可証の返納を受けること。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあってはこの限りでない。

第6 特定自動運行許可申請書記載事項変更届出の受理

1 変更届出の受理

第3の2を準用する。

2 書類の送付

第3の3を準用する。

3 許可証の交付等

(1) 許可証の書き換え

交通企画課長は、変更の内容が法第75条の16第3項又は第4項の届出であった場合において、必要があると認めるときは、当該許可証を書き換えることとし、警察署長に送付すること。

(2) 許可証の交付

警察署長は許可証の送付を受けたときは、速やかに、申請者に交付すること。この際、警察署長は申請者から変更前の許可証の返納を受けること。

第7 許可証の返納の事務処理

警察署長は、返納届出書を受けたときは、受領書に必要事項を記載し、申請者に交付すること。

第8 報告及び立入検査

1 留意事項

交通企画課長及び警察署長は、法75条の25の規定に基づく立入検査を行うときは次の点に留意すること。

(1) 法の施行に必要な最小限度の範囲内で行うこと。

(2) 報告等で目的が達成できるときは、これによること。

(3) 立入検査を実施するときは、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示すること。

2 立入検査時の報告

警察署長は、立入検査を行ったときは、その結果を立入検査結果報告書（別記様式第5号）により、交通企画課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第9 不利益処分

1 不利益処分対象事案の報告

警察署長は、規程別表に掲げる事案を認知したときは、不利益処分対象事案報告書（別記様式第6号）に疎明資料を添付して、交通企画課を経由して公安委員会に報告するものとする。

2 不利益処分の命令

(1) 命令書の送付

交通企画課長は、公安委員会が次のアからウまでに掲げた不利益処分をしようとするときは、それぞれに定める書面（以下「通知書等」という。）を作成し、警察署長に送付するものとする。

ア 指示

特定自動運行に関する指示書（規程別記様式第5号）

イ 許可の効力の停止

特定自動運行許可の効力停止通知書（規則別記様式第5の12）

ウ 許可の取消し

特定自動運行許可取消通知書（規則別記様式第5の12）

(2) 通知書等の交付

警察署長は、通知書等の送付を受けたときは、供覧に付した後、不利益処分の対象となる特定自動運行実施者に対し、速やかに当該通知書等を交付すること。この際、特定自動運行実施者から、不利益処分命令書等受領書（別記様式第7号）を受領すること。

(3) 不利益処分の記録等

交通企画課長は、被処分者に不利益処分をしたときは、処分記録簿に必要事項を記録するとともに、当該不利益処分に係る書類を、一括して暦年で5年保存すること。

第10 特定自動運行の許可の効力の仮停止

1 報告、連絡

警察署長は、法第75条の28第1項の規定に基づく許可の効力の仮停止（以下「仮停止」という。）をしようとするときは、あらかじめ交通企画課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を即報し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

2 仮停止の命令

(1) 仮停止を行った警察署長は、規則第9条の36に規定する事項を仮停止事案処分報告書（別記様式第8号）により、速やかに交通企画課を経由して公安委員会に報告するものとする。

(2) 仮停止をした警察署長は、法第75条の28第2項の規定により当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(3) 警察署長は、弁明終了後、速やかに弁明内容の審査を行い、仮停止を行うことが適当でないと認めるときは、警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

第11 文書の保存

申請等にかかる文書は、申請者ごとに編綴し、申請受理時から10年間保存する。保存期間満了を迎えた時に許可が継続している場合は1年間延長する。

別表第1

申請の形式的要件一覧表

届出書	通数	備考
特定自動運行許可申請書	1	規則別記様式第5の9に規定する書類
特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面	1	道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう
住民票の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合
旅券等の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合
登記事項証明書	1	許可を受けようとする者が法人である場合
役員の住民票の写し	1	許可を受けようとする者が法人である場合（当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない場合にあっては旅券等の写し）
特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面	1	
法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真		法第75条の21、第75条22及び第75条の23第1項から第3項までの規程による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順が明らかとなるもの
法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類	1	特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められることが明らかとなるもの

別表第2

変更許可申請の形式的要件一覧表

届出書	通数	備考
特定自動運行変更許可申請書	1	規則別記様式第5の10に規定する書類
特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面	1	道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう
住民票の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合
旅券等の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合
登記事項証明書	1	許可を受けようとする者が法人である場合
役員の住民票の写し	1	許可を受けようとする者が法人である場合（当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない場合にあっては旅券等の写し）
特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面	1	
法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真		法第75条の21、第75条22及び第75条の23第1項から第3項までの規程による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順が明らかとなるもの
法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類	1	特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められることが明らかとなるもの

様式省略